

第 1 回市原市男女共同参画審議会議事録

(議事要旨)

1. 日 時：平成 25 年 11 月 12 日（火） 午後 2 時 30 分～4 時
2. 場 所：市民会館 会議室棟 2 階第 1 会議室
3. 出席者：(委員)
高柴委員・羽鳥委員・西山委員・国松委員・長谷川委員・本間委員
秋山委員・潤間委員・鴫矢委員・鈴木委員・守田委員・川島委員
(事務局)
千脇企画部長
人権国際課・・・深山課長・木村係長・大高主任・江口主事
4. 傍聴人 なし
5. 会議次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 会長及び副会長の選出
 - (2) 平成 24 年度いちほら男女共同参画社会づくりプラン年次報告
 - (3) (仮称) 市原市 DV 防止基本計画策定方針 (案) について
 - 3 閉会
6. 議事の概要
 - (1) 会長及び副会長の選出
会長に西山委員、副会長に鈴木委員が選出された。
議事録署名人に、秋山委員と潤間委員が会長に指名された。
 - (2) 平成 24 年度いちほら男女共同参画社会づくりプラン年次報告
男女共同参画社会づくりの推進に関する施策の実施状況及について報告
 - (3) (仮称) 市原市 DV 防止基本計画策定方針 (案) について

※ (2)・(3) については意見をいただいた。
7. 会議経過
(別紙)

(別紙) 会議経過

第1回審議会

- 1 開会
- 2 議事
- 3 閉会

進 行：本日は、委員数14名のうち12名のご出席をいただいております。よって、市原市男女共同参画審議会規則第3条第2項の規程により、本日の会議は成立しております。

また、本日は傍聴者がおりませんので、ご報告します。

それでは、次第に基づきまして、議事(1)会長及び副会長の選出に入りたいと存じます。

会長及び副会長の選出は、市原市男女共同参画審議会規則第2条第2項に基づき、委員の互選により定めることになっております。まず、会長の選出ですが、立候補あるいは推薦はございませんか。

委 員：事務局の案はございますか。

事 務 局：事務局の提案といたしましては、国立女性教育会館客員研究員であります西山委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

全 委 員：異議なし

事 務 局：ご異議がありませんので、西山委員が会長職に選任されました。

西山委員よろしく申し上げます。会長席に移動をお願いします。それでは、これ以降の議事進行につきましては、審議会規則第3条第1項に基づき、西山会長にお願いいたします。

会長挨拶：重職でございますが謹んでお引き受けさせていただきます。今後、市原市の男女共同参画の施策が実効性のあるものになり、また、充実した審議会となるよう、微力ながら尽力していきたく思いますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

議 長：それでは、副会長の選出になりますが、立候補あるいは推薦はございますか。

特にないようでしたら、同様に事務局から提案いただきたいと思うのがいかがでしょうか。

事 務 局：それでは、事務局からの提案といたしまして、男性で、昨年度より委員を継続いただいている市原市町会長連合会の鈴木委員にお願いしたいと考え

ておりますがいかがですか。

全 委 員：異議なし

議 長：ご異議がありませんので、鈴木委員が副会長職に選任されました。

鈴木委員、よろしく願いいたします。鈴木委員は副会長席へお願いいたします。

副会長挨拶：町会長連合会より参りました。町会長 4 年目になります。積極的に各地域の声を吸い上げて、この会議に反映させられればと考えております。

皆さんと一緒に学んでいきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長：それでは、議事録署名人として出席委員の中から五十音順で、秋山委員、潤間委員の 2 人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、議事(2)平成 24 年度いちほら男女共同参画社会づくりプラン年次報告について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局：(事務局より、2013(平成 25)年版市原市男女共同参画年次報告書(案) 1 平成 24 年度の男女共同参画推進事業・関連事業の実施状況(P1~22)について説明。)年次報告は、条例上定められているものです。この報告書について確認いただいた後、公表していくものです。

議 長：ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

委 員：P7 に男女共同参画センター事業とありますが、千葉県内の市町村では男女共同参画センターは行政が運営する等、様々な方法があるのですが、市原市ではどのような概要になっているのでしょうか。

事 務 局：市原市の男女共同参画センターは、市原市市民活動センター内に設置しております。他市では、行政で男女共同参画センターを運営していることが多いのですが、市原市では、男女共同参画の市民活動の拠点として位置付けし、羽鳥委員が長を務めております「市原市男女共同参画社会を進める市民の会」に、その運営をしていただいています。行政が運営している場合は、相談業務等も行っていますが、市原市については、行っておらず主には事業による啓発を行っています。

委 員：指定管理としているのですか。

事 務 局：市民活動センターについては、社会福祉協議会へ委託しています。

男女共同参画センターについては、人が常駐しているわけではなく、必要に応じてその場所を使い、研修会や講習会、資料を設置をしています。市民活動センターは、貸室でボランティア活動をする場所であり、そこに男女共同参画センターという位置づけを持たせている。実質的な運営については、「市原市男女共同参画社会を進める市民の会」にボランティアとして運営していただいています。

市の人権・国際課は、本庁舎の 10 階にあり、相談業務等は人権・国際課で、行っておりますので、男女共同参画センターとは、別れている状況です。

委員：条例を制定する際、当時市民活動の拠点がなかったもので、女性 30 人で市長室に申し入れを行いました。市民活動センターができるときであったので、市民活動の場としてどうかということで、他に 4 つの市民団体と入り、現在に至っていいです。まだまだ市民の皆様は、「男女共同参画」という文言だけでアレルギーを持つ人も多く、市民活動をやっている方などと協力しながら地道に行っていくしかないと考えています。

「市民の会」は条例制定とともに立ち上げ、現在 7 年目を迎えています。人権・国際課と協力しながら男女共同参画センター事業として年に 2 回啓発事業を実施しています。一步一步進めていくことが重要であると思います。

委員：一般的なイメージと違って、市民が立ち上げたということで、意義があり、良いことであると思います。

議長：市民活動センターを拠点にして、男女共同参画の事業を市民団体主体で行っているということですね。

委員：以前は北関東にいましたが、待機児童がとても問題となっていました。千葉も待機児童が多くなっているようですが、市内の保育所の数はいくつあるのでしょうか。事業の中で、時間外保育等を行っている保育所の数は記載されていますが、全体の保育所の数が知りたいです。

事務局：確認いたします。

議長：正確な数字をいただきたいので確認をお願いいたします。

委員：P10 の「仕事と子育て両立支援推進企業等顕彰事業」についてですが、顕彰企業数が 1 社のみとなっていますが、企業で理解いただけないということなのでしょうか。

事務局：以前に担当課（子ども福祉課）に確認したところ、なかなか応募いただけないことから、積極的に市より声をかけて応募いただいている状況であるということでした。

委員：商工会議所から秋山委員がいらしていますが、協力しながらすすめていってはどうでしょうか。

委員：P12 女性リーダーの育成プログラムの作成について、継続事業ということですが検討のみで実績がない状況です。是非、実施していただきたい。また、市職員の管理職の現状は 4%程度なのですが、積極的な登用を進めてほしい。目標値が 5%では低すぎると思います。

P15 「スクールカウンセラーのアシスタント配置事業」ですが相談件数が

かなり多くなっていますが、23年度の実績値は24年度に比べ極端に少ない状況となっていますが、どういうことでしょうか。

事務局：スクールカウンセラーの相談実績については、持ち帰らせていただき、正確な実績値や理由等を確認しておきます。

議長：続きまして、年次報告書の2 挑戦指標の到達状況（P23～24）について事務局より説明願います。

事務局：（2013年(平成25)版市原市男女共同参画年次報告書(案)の2 挑戦指標の到達状況（P23～24）により、数値が下降、又は著しく伸び悩んでいる指標について説明）

議長：ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

事務局：先ほどの市内の保育所の数につきましては、全部で22か所。うち市立17か所、私立5か所となっています。

委員：どうしても審議会の女性の割合に目がいきます。千葉県の中では野田市が男女共同参画について進んでいて、審議会の女性委員については細かくチェックされ、現在約48%が女性となっています。地域整備に関するところは難しいと思いますが、今話題となっている防災会議等をもっと女性を入れてもいいのではないかと思います。その他、交通安全対策会議・民生委員推薦会等についても、もっと女性が多くても良いと思います。すぐにも着手して増やしてほしいです。

議長：団体では、「代表」ではなく「代表するもの」ということであれば女性がでてくる可能性があります。特に防災等、多様な視点があるところでは、ご要望も含めてがんばっていただきたい。

時間がおしており、もう一つ議題がありますので、何かあれば次回の会議でお願いしたいと思います。

続きまして、議事(3)（仮称）市原市DV防止基本計画策定方針(案)について事務局より説明願います。

事務局：（（仮称）市原市DV防止基本計画策定方針(案)について説明）

議長：ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

委員：「4 計画策定の基本的な考え方」の(2)について、市内ではいろいろな相談先があるということですが、こういったところが中心にこういった支援を行っているのがよくわからないので、そういったところからはっきりと作っていくといいのではないかと。

事務局：当課では、DV等家庭相談員を設置しております。また、県の市原健康福祉センター（保健所）など様々なところで相談を受け付けております。周知をすることで早期発見につなげて行きたいと考えています。そういった体系的なものも分かるように作って行きたい。

- 委員：相談機関の中で、どの機関が中心となってやっていくというのは明記することはしないのでしょうか。いくつか相談窓口があると、同じ人がいろいろなところに相談されても困ると思いますし、どこに相談したらいいのかも良くわからないと思います。
- 事務局：市原市役所内においては人権・国際課が相談窓口になります。その他に、組織別にいますと、県の機関として保健所（健康福祉センター）に、地域の配偶者暴力相談支援センターを設置することになっております。市内には市原健康福祉センターが設置されており、そちらについても相談窓口になっております。
- 議長：所管は市原市であると人権・国際課ということですね。
- 委員：市としては人権・国際課ということで、承知しました。
また、一時保護施設が千葉県女性サポートセンターだけであるようですが、市原市内にもシェルターがあってもよいのではないのでしょうか。
- 事務局：県においては、女性サポートセンター以外に必要なに応じて委託している施設もあります。
市につきましては、安全確保のための一時的な宿泊費や旅費等を支援しているところです。その他施設等の支援については今後どのようなものがあるのかを確認していきたいと考えています。
- 委員：行政だけでなく地域には民生委員等もおりますので、地域にも相談できる場所があるということも知っていただきたいと思います。
- 議長：今後、詳細に審議をしていきますので、活発な審議につなげていきたいと思っています。
計画については、諮問の内容について審議していくということで1月にもアンケート内容の審議をすることになっておりますので、また様々な意見をいただいきたいと思っております。
事務局より何かありますか。
- 事務局：それでは、次回の審議会の日程ですが、1月23日(木)午後1時から考えておりますがいかがでしょうか。
- 議長：それでは、1月23日(木)午後1時から午後3時までとさせていただきます。
- 事務局：場所は、市役所の3階大会議室となります。
- 議長：必要な資料等ご要望がありましたら、事務局まであげていただきたいと思っております。それでは、第1回審議会を終了いたします。